

「農業共済組合連合会等検査実施要項」の一部改正について

令和6年3月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

農業共済組合連合会等検査実施要項第4の2の(4)の検査提出資料において、検査対象者の負担を軽減するため重複する項目について、以下の改正を行う。

- 1 役員調書について、項目の見直しを行う。
- 2 理事会・監事会への出席状況調書を削除する。

【該当箇所】

別記様式1 農業共済組合連合会 検査提出資料の様式2、様式3

II 施行時期

令和6年4月1日